

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成22(2010)年7月19日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) *今月号から「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び事件番号等を掲載します。

【民法】

(1) 自宅向かいの葬儀場に対し、居住生活の場における宗教的感情の平穩に関する人格権ないし人格的利益を違法に侵害されとして、目隠しフェンスを高くするほか慰謝料等の支払いを求めたところ、葬儀場には不法行為責任がないとされた事例(平成22年6月29日最高裁平成21年(受)第1709号最高裁HP)

(2) Xが競落した土地の一部に、Yが他から借地した敷地に建つ建物の一部がかかっている等として同建物部分の収去土地明渡し等を求めた事案。Yらは賃借権を時効取得している等としてXに対し本件土地の賃借権を対抗できるとされた事例(平成21年5月14日東京高裁平成20年(ネ)第3875号判タ1305号161頁)

(3) マンション管理組合の管理者が管理費等を滞納した区分所有者の区分所有権について競売請求をした事案。被告の滞納は競売請求以外の方法では区分所有者の共同生活の維持を困難にする共同利益背反行為であるとして請求を認容(平成19年11月14日東京地裁平成18年(ワ)第17090号判タ1288号286頁)

(4) 金銭消費貸借契約の借主となっているYが、貸金返還請求に対して自分は保証人であると主張した事案。Yの保証意思が外部的に明らかにされている以上Yを借主とする契約書は民法446条2項所定の書面にあたるとされた事例(平成20年7月31日大阪地裁平成19年(ワ)第1214号判タ1288号97頁)

(5) 了解なくテレビの生中継でインタビューされた産業廃棄物収集車の運転手Xが、番組の制作会社、放送会社及び司会者に対し肖像権、プライバシー権の侵害を理由に損害賠償を請求したところ、前二者に不法行為が認められた事例(平成21年4月14日東京地裁平成19年(ワ)第27950号判タ1305号183頁)

(6) 契約当事者間に対価関係のない片務契約である放送受信契約には、日常の家事に関する法律行為に対し夫婦それぞれに連帯責任を負わせた民法761条の適用はないとし、Xの受信料の支払い請求を棄却した事例(平成22年3月19日札幌地裁平成20年(ワ)第1499号判時2073号98頁)

【商事法】

(7) 原告を含めた株主らが相続によって取得した不動産の管理を目的としている株式会社につき、原告が取締役報酬を会社に請求した事案。取締役報酬とされた金銭の実際上の性質は会社の管理する不動産収益の分配であるとして原告の請求を認容(平成21年3月12日大阪高裁平成20年(ネ)第1318号判時2075号133頁)

【知的財産】

(8) 「請求項数が大きいほどより大きい値となり明細書解析部が算出したカテゴリー展開の数が多いほどより大きい値となる発明を展開している度合いを示す発明展開度を算出する発明展開度算出手段」の記載は不明確とした審決を取消した事例(平成22年6月29日知財高裁平成21年(行ケ)第10222号裁判所HP)

(9) 事業譲渡をした会社が、事業譲渡契約の競争禁止条項に反して同契約別紙製品目録記載の製品を製造・販売・頒布し続け、虚偽の事実を流布したとして、営業誹謗行為の差止めが認容された事例(平成22年7月2日知財高裁平成21年(ワ)第5988号裁判所HP)

(10) 引用商標から生ずる「PUMA」ブランド商標の観念と、本件商標から生ずる沖縄の伝統的獅子像である「シーサー」の観念は相違し、商標法4条1項15項に該当しないとされた事例(平成22年7月12日知財高裁平成21年(行ケ)第10404号裁判所HP)

(11) 当初明細書に明示されなかった「発明の効果」の進歩性の判断において、出願後に補充した実験結果を参酌することは許されないが、当業者において「発明の効果」を認識できる記載がある場合は参酌が許されるとし、両者を公平の観点に立って判断すべきとした(平成22年7月15日知財高裁平成21年(行ケ)第10238号裁判所HP)

【民事手続】

(12) 社団を債務者とする債権者が、当該社団の構成員全員の総有に属し第三者を登記名義人とする不動産に対して強制執行する場合、上記不動産が当該社団の構成員全員の総有に属することを確認する旨の確定判決等を添付してなされるべきと判示(平成22年6月29日最高裁平成21年(受)第1298号最高裁HP)

(13) Xは、経理事務担当Yが横領したとして損害賠償を提起したが棄却されたため控訴したところYはXらの本訴提起が不法行為だとして損害賠償を求めて反訴。控訴審はYの不法行為の成立を否定したが、その判断に違法があるとされた(平成22年7月9日最高裁平成21年(受)第1539号最高裁HP)

(14) 共同訴訟参加の申出を適法なものとした原判決の言渡し後に、重複する別件訴訟において適法な住民監査請求を前置していないことを理由に訴えを却下する判決が確定した場合の当該申出が、別件訴訟の既判力により不適法になるとされた事例(平成22年7月16日最高裁平成20年(行ヒ)第304号裁判所HP)

(15) Y銀行のXに関わる稟議書につき、Xのスワップ取引の知識・経験・資産・意向等が記載された稟議書は自己利用文書に該当しないが、Xの適合性に関する審査の稟議書は意見や評価の記載が予定され、自己利用文書にあたりとされた事例(平成21年5月15日大阪高裁平成20年(ラ)第1051号金法1901号132頁)

(16) 民事執行法189条、115条1項にいう「船舶競売の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶競売が著しく困難となるおそれ」は、同一港湾に停泊中に一連の手続きを実効的になし得るか否かを勘案して判断すべきであると判示(平成21年7月31日高松高裁平成21年(ラ)第82号判時2074号77頁)

(17) Y銀行が所持する自己査定資料についてXが文書提出命令を申立てた事案において、Yが行ったAの財務状況、業務状況の分析情報については保護に値する職業上の秘密に当た

るとして、当該部分を除いて文書提出義務を認めた事例(平成22年2月26日東京高裁平成21年(ウ)第1912号金法1901号121頁)

(18)外国籍船舶同士の公海上での衝突に関し仙台地裁に訴訟が提起されたが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正迅速の理念に反する特段の事情がある場合には管轄を否定すべきとし、訴えを却下した事例(平成21年3月19日仙台地裁平成17年(ワ)第772号判タ1305号276頁)

(19)共益債権と主張しつつもそれが認められなかった場合に備えて再生債権として届け出る旨記載した民事再生債権届出が、再生債権として認められ、共益債権としての請求は双方未履行の双務契約として解除の上、棄却された事例(平成21年10月30日東京地裁平成20年(ワ)第33365号判時2075号48頁)

【刑事法】

(20)殺人被疑事件被害者の病状等に関する報告書及び精神科医の供述調書のうち検察官が開示しなかった部分に対する開示請求に対する即時抗告において、弁護人の予定主張と関連性を有するとして原決定を取消し該部分の開示を命じた事例(平成21年9月15日東京高裁平成21年(ク)第445号下級審HP)

(21)酒販組合中央会の年金資金の約7割にあたる144億円余りを危険性の高い1つの金融商品に投資し、同会に対し財産上の損害を加えた同組合事務局長の行為が背任罪に当たるとされた事例(平成19年9月28日東京地裁平成17年(ワ)第4868号ほか判タ1288号298頁)

【公法】

(22)年金の各支給額のうち、被相続人死亡時の現在価値に相当する部分は所得税法9条1項15号の規定により所得税の課税対象とならない、生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は所得税法208条所定の金額を徴収し、国に納付する義務を負うとされた事例(平成22年7月6日最高裁平成20年(行ヒ)第16号裁判所HP)

(23)自動車の所有者が他人に脅迫されてその貸与を承諾した後に当該他人及び自動車の所在が不明となり損害を被ったという事情は、愛知県県税条例72条所定の自動車税の減免要件である「天災その他特別の事情」には当たらないとされた事例(平成22年7月6日最高裁平成21年(行ヒ)第52号裁判所HP)

(24)社団法人医療法人が社員退社時の出資の払戻し等の対象を当該法人の一部の財産に限定する旨を定款で定めている場合、贈与税の課税に当たり当該法人の財産全体を基礎として当該出資を評価することに合理性があるとされた事例(平成22年7月16日最高裁平成20年(行ヒ)第241号裁判所HP)

(25)平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙において小選挙区の1票の格差が2倍をこえているとして選挙無効が請求された事案。投票価値の平等原則に違反し違憲違法とする一方、選挙無効請求は棄却された事例(平成21年12月28日大阪高裁平成21年(行ケ)第2号判時2075号3頁)

【社会法】

(26)会社分割に伴う労働契約の承継に先立って労働者との間で行われるべき協議において、労働者Xと行われた5条協議は会社Yからの説明や協議の内容が著しく不十分とはいえず、当該労働者に係る労働契約承継の効力が生じないとはいえないとされた事例(平成22年7月12日最高裁平成20年(受)第1704号最高裁HP)

(27)A社の業務に従事していたXが、精神障害を発症したため労働基準監督署長に療養補償給付等を請求したところ不支給の決定を受けたため同処分の取消しを求めた事案。Xの発病には業務起因性が認められるとして上記処分を取消した(平成21年5月18日東京地裁平成19年(行ウ)第456号判タ1305号152頁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1)最三判平成22年6月29日 最高裁HP

平成21年(受)第1709号 目隠しフェンス設置等請求事件(破棄自判)

Xが、自宅と道路を隔てた土地において葬儀場の営業を行っているYに対し、上記営業により日常的な居住生活の場における宗教的感情の平穩に関する人格権ないし人格的利益を違法に侵害されているなどと主張して、1上記葬儀場において目隠しのために設置されているフェンスを更に1.5m高くすることを求めるとともに、2不法行為に基づき、慰謝料等の支払を求める事案において、Yは、既存の目隠しを更に高くする措置を講ずべき義務も、葬儀場の営業についての不法行為責任も負わないとされた事例。

(理由)

葬儀場とXの居宅との間には幅員15.3mの市道がある上、Xの居宅において葬儀場の様子が見える場所は2階東側の各居室等に限られる。しかも、葬儀場において告別式等が執り行われるのは1か月に20回程度で、Yは、棺の搬入や出棺に際し、霊きゅう車等を葬儀場建物の玄関先まで近付けて停車させているというのであって、棺の搬入や出棺が、速やかに、ごく短時間のうちに行われていることは明らかである。そして、葬儀場建物の建築や本件葬儀場の営業自体は行政法規の規制に反するものではなく、Yは、葬儀場建物を建設することについて地元説明会を重ねた上、自治会からの要望事項に配慮して、目隠しのための本件フェンスの設置、入口位置の変更、防音、防臭対策等の措置を講じている。

これらの事情を総合考慮すると、Xが、Xの居宅2階の各居室等から、葬儀場に告別式等の参列者が参集する様子、棺が本件葬儀場建物に搬入又は搬出される様子が見えることにより、強いストレスを感じているとしても、これは専らXの主観的な不快感にとどまるというべきであり、葬儀場の営業が、社会生活上受忍すべき程度を超えてXの平穩に日常生活を送るといった利益を侵害しているということとはできない。

(2)東京高判平成21年5月14日 判例タイムズ1305号161頁

平成20年(ネ)第3875号 建物収去土地明渡等請求控訴事件(取消、自判・上告受理申立)

本件は、本件土地を競落したXが、その隣接地を他から借地し建物を所有し敷地を使用しているYらに対し、本件土地の一部に建物の一部がかかり、その余の部分を駐車場等として占有使用しているとして、同建物部分の収去土地明渡し等を求めた事案である。本判決は、1. 建物は本件土地にかかっていない、2. Yらの賃貸人は賃借人を占有代理人として本件土地を20年自主占有し時効取得しており、賃借人は同取得時効を援用でき、賃貸人が援用しない

場合、援用の相対効により、本件土地の賃借権を取得することができる。3. 賃借人は本件土地を含めた一体の土地を土地所有者から賃借する意思で20年占有使用し賃料を支払ってきたので、賃借権を時効取得しており、Xは時効完成後に本件土地所有権を取得し登記を経由しているが、本件土地について上記時効取得を認定し得る事実は競売事件記録上明らかでXもこれを認識して買受の申出をしたこと、現地検分をすれば本件土地が建物等の敷地として賃借地と一体不可欠な土地として使用されていることが分かること、Xが本訴係属中に本件土地を封鎖しYらに不当に高額な金銭の要求をするなど強硬な姿勢を見せていること等から、Xは背信的悪意者に当たり、YらはXに対し本件土地の賃借権を対抗できるとした。

(3) 東京地判平成19年11月14日 判例タイムズ1288号286頁
平成18年(ワ)第17090号 区分所有権の競売請求事件(認容・控訴(後控訴棄却・上告, 上告受理申立〔後上告棄却, 上告不受理〕))

マンション管理組合の管理者が管理費等を滞納した区分所有者の区分所有権について建物の区分所有等に関する法律59条1項に基づく競売請求をした事案において、本判決は、被告の管理費の滞納のために、当該マンション管理組合の年間管理費の実収入がマンション管理会社に対する管理委託費にも満たなくなっていること、先に提起して請求が認容された管理費等の支払請求訴訟の確定判決に基づいて被告の預金債権を差し押さえたこともあったが、預金残高はわずかで、それも銀行から相殺を主張されたために、未払の管理費等を回収するに至らなかった等の事実関係の下においては、被告の管理費等の滞納が同法6条1項の共同利益背反行為にあたり、同法59条1項に基づく被告の区分所有権の競売請求以外の方法によっては、区分所有者の共同生活上の障害を除去して区分所有者の共同生活の維持を図ることが困難になっているとして、原告の請求を認容した。

(4) 大阪地判平成20年7月31日 判例タイムズ1288号97頁

平成19年(ワ)第1214号 貸金請求事件(認容・控訴)

XがYに貸金の返還を請求して訴訟を提起したところ、Yが、自分は保証人にすぎず真実の借主は契約書上保証人とされているZであると主張したため、選択的にXがYに対し保証債務の履行を求める訴えを追加し、本件では、Yを借主とする金銭消費貸借契約書が民法446条2項所定の書面にあたるか否かが争点となった。

本判決は、同項が保証を慎重に行わせるために保証意思が外部的にも明らかになっている場合に限りその法的拘束力をみとめた規定であるところ、Yが主債務者として金銭消費貸借契約書に署名押印することにより主債務者であるZと同じ債務を連帯して負担する意思が明確に示されていることに違いがない以上、保証意思が外部的に明らかにされていると解されるとし、本件のような契約書も同項所定の「書面」に該当するとした。

(5) 東京地判平成21年4月14日 判例タイムズ1305号183頁

平成19年(ワ)第27950号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

本件で、産業廃棄物収集車の運転手Xは、テレビで全国に生中継されていることを告げられずにインタビューされ、約2分間に渡って無断で顔や作業の様子等を全国に放送されたため、肖像権やプライバシー権を侵害された等として、番組の制作会社、放送会社及び司会者に対し損害賠償等を請求した。本判決は、Xの職業について、実際には職業差別がないわけではなくXが他人に知られたいと考えることも無理からぬところがあり、プライバシーに含まれるとし、Xは放送されていることを認識しておらず放送についてのXの承諾は認められないとした。また、不適切な映像等が画面に流れた場合にはプロデューサー等の判断で直ちに他の画面に切り替える等の措置を講じる義務があったとし、制作スタッフ等の過失を認め、制作会社及び放送会社による不法行為を認めたが、司会者については、Xを嘲笑等する意図ではなく、放送する映像の決定権限も有していなかったとして過失による不法行為も否定した。損害額については、本件によりXの子供が学校等でいじめを受ける等、Xは多大な精神的苦痛を受けているが、直接的に非難されるべきはそのようないじめ等をした者であること等を考慮し、慰謝料100万円、弁護士費用20万円の合計120万円を認めた。

(6) 札幌地判平成22年3月19日 判例時報2073号98頁

平成20年(ワ)第1499号 放送受信料請求事件 棄却(控訴)

Xは平成15年2月7日、Yの妻AとY名義の放送受信契約を締結し、Aは同年2月分から同年11月分まで受信料を支払った。A、Yは以後の受信料の支払いを止めた。そこでXはYに対し、札幌簡裁に受信料の支払等を請求する支払督促を申し立てたところ、札幌簡裁が札幌地裁に事件を移送した。

本件では日常家事債務の連帯責任の成否、代理権の有無、表見代理の成否、追認の成否が争点となった。本判決は、民法761条は双務契約における一方当事者から夫婦の一方と契約し、その行為が日常の家事に関する法律行為に含まれる場合には、夫婦それぞれに連帯責任を負わせ、夫婦と取引をした第三者を保護しようとする規定であり、契約当事者間に対価関係のない片務契約である放送受信契約に民法761条の適用はないとし、Aへの代理権の授与を否定し、片務契約には表見代理の規定が適用されないとし、追認を否定するなどして、Xの請求を棄却した。

【商事法】

(7) 大阪高判平成21年3月12日 判例時報2075号133頁

平成20年(ホ)第1318号 役員報酬等請求控訴事件 変更(上告・上告受理申立)

原告を含めた株主らが相続によって取得した不動産の管理を目的としている株式会社につき、原告がその名義上の取締役になっており、会社の帳簿や税務申告書には役員報酬額が記載されていたがそのとおりには支払われていなかった事案において、原告が取締役報酬を会社に請求したところ、会社が原告を取締役に任用したことがなく、株主総会も開催されておらず、現実に原告が取締役として業務執行したこともないが、会社の事業が株主兼不動産管理事務委託者からの管理の委託と会社の業務執行の決定に基づき行われており、会社において取締役報酬とされた金銭についても実際上の性質は会社の管理する不動産収益の分配であるとの性格を免れないから、その収益の分配を取締役報酬として請求されたとしても、会社は、信義則上、株主総会の開催がないこと等前記事情を理由として、当該取締役報酬名目の金銭の支払を拒むことはできない、とされ、原審を変更して原告の請求が認められた事例。

【知的財産】

(8) 知財高判平成22年6月29日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10222号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

審決は、請求項2に記載の「発明展開度算出手段」について、「請求項数が大きいほどより大きい値となり、前記明細書解析部が算出したカテゴリ展開の数が多いほどより大きい値となる。発明を展開している度合いを示す発明展開度を算出する発明展開度算出手段」の記載は不明確であるとする。しかしながら、本願発明中の用語「発明展開度」については、「請求項数」が大きいほどより大きい値となり、「カテゴリ展開の数」が大きいほどより大きい値となるものとして、その定義がクレームに明確に記載されていると認定できる。したがって、「発明展開度算出手段」に関する請求項の記載は、それ自体で明確であるというべきである。

確かに、クレーム中の用語「発明を展開している度合い」だけを、単独で解釈すれば、用語の定義が不明確であるとする余地があるともいえないわけでない。しかし、「発明を展開している度合いを示す発明展開度」との請求項2の記載を、全体として解釈すれば、各用語(「発明」、「展開」、「度合い(度)」)の対応関係から、この部分は、本件独自の用語である「発明展開度」を、単に分かりやすく言い換えて説明しているにすぎないと認めるのが自然である。したがって、「発明を展開している度合いを示す」という記載のみを取り出して、それが不明確であるというところは適切ではなく、上記のとおり解釈すれば、「発明を展開している度合いを示す」との記載が含まれているとしても、別段請求項2の記載が不明確であるとはいえない。

(9) 知財高判平成22年7月2日 裁判所HP

平成21年(ワ)第5988号 不正競争求償金等請求事件

被告ヤング株式会社の事業全部の譲渡を受けたと主張する原告Xが、事業譲渡契約には競争禁止特約(会社法21条2項)が含まれているにもかかわらず、被告会社が同契約後も別紙製品目録記載の製品を製造、販売、頒布するなどして原告らと競業したほか、「原告らに会社を乗っ取られた」などの虚偽の事実を告知又は流布して原告らの営業上の信用を害したとして、原告らが、被告会社に対し、不正競争防止法2条1項14号、3条に基づき、原告らに対する営業誹謗行為の差止め等を求めた事案。

被告会社は、本件事業譲渡後、工場・事務所において原告会社が本件事業を開始したことにより異議を唱え、複数の顧客に対し、本件事業を譲り受けた原告Xや原告会社について、要旨「原告会社や原告Xが行っていることは、詐欺であり、製品ヤングの窃盗であり、売上金の横領であり、近く刑事処罰、民事処罰される。」などの事実を記載した文書を配布したことが認められる。原告Xと被告会社との間において本件事業譲渡契約が締結され、原告Xから本件事業の譲渡を受けた原告会社が工場・事務所において操業することは正当な経済行為であるから、被告会社の上記行為は、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」(不正競争防止法2条1項14号)として、不正競争に該当するものと認められ、本件訴訟において、被告会社が本件事業譲渡契約の存在や効力を強く争っていることにかんがみると、被告会社が今後も上記のような言動に出て、同様の不正競争を行うおそれがあると認められる、として、不正競争防止法2条1項14号、3条に基づく原告らの差止請求が容認された。

(10) 知財高判平成22年7月12日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10404号 商標登録取消決定取消請求事件

原告が商標権者である本件商標につき、補助参加人(プーマ社)が商標登録異議の申立てをしたところ、特許庁が商標法4条1項11号に違反するとして上記商標登録を取り消す決定をしたので、これに不服の原告が知的財産高等裁判所に上記決定の取消しを求める訴訟(平成20年(行ケ)第10311号)を提起し、同裁判所がこれを認容する判決(原判決)をし、原判決は確定した。

本件は、上記判決確定により、再び前記商標登録異議申立事件につき審理をすることになった特許庁が、本件商標の登録を取り消すとの決定をしたので、これに不服の原告がその取消しを求めた事案で、本件商標が引用商標との関係で同項15号(混同を生ずるおそれ)等に該当するか否かが争点はとなった。

引用商標からは南北アメリカに分布するネコ科の肉食哺乳動物である「ピューマ」、
「プーマ」の観念又は補助参加人の「PUMA」ブランドの観念が生じるが、本件商標からは沖縄の伝統的獅子像である「シーサー」の観念が生じ、両者の観念が相違するので、本件商標と引用商標とは、生じる称呼及び観念が相違する上、外観が必ずしも類似するとはいえない。補助参加人は、本件商標は、補助参加人の商標のパロディであって、補助参加人の商標の信用をフリーライドし、希釈化するものである等と主張するが、「パロディ」なる概念は商標法の定める法概念ではなく、講学上のものであって、法4条1項15号に該当するか否かは、あくまでも法概念である同号該当性の有無により判断すべきである、として、特許庁による決定を取り消した。

(11) 知財高判平成22年7月15日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10238号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

特許法29条2項の要件充足性を判断するに当たり、当初明細書に、「発明の効果」について、何らの記載がないにもかかわらず、出願人において、出願後に実験結果等を提出して、主張又は立証することは、先願主義を採用し、発明の開示の代償として特許権(独占権)を付与するという特許制度の趣旨に反することになるので、特段の事情のない限りは、許されないというべきである。

また、出願に係る発明の効果は、現行特許法上、明細書の記載要件とはされていないものの、出願に係る発明が従来技術と比較して、進歩性を有するか否かを判断する上で、重要な考慮要素とされるのが通例である。出願に係る発明が進歩性を有するか否かは、解決課題及び解決手段が提示されているかという観点から、出願に係る発明が、公知技術を基礎として、容易に到達することができない技術内容を含んだ発明であるか否かによって判断される。上記の解決課題及び解決手段が提示されているか否かは、「発明の効果」がどのようなものであるかと不即不離の関係があるといえる。そのような点を考慮すると、本願当初明細書において明らかにしていなかった「発明の効果」について、進歩性の判断において、出願の後に補充した実験結果等を参酌することは、出願人と第三者との公平を害する結果を招来するので、特段の事情のない限り許されないというべきである。

他方、進歩性の判断において、「発明の効果」を出願の後に補充した実験結果等を考慮することが許されないのは、上記の特許制度の趣旨、出願人と第三者との公平等の要請に基づくものであるから、当初明細書に、「発明の効果」に関し、何らの記載がない場合はさておき、当業者において「発明の効果」を認識できる程度の記載がある場合やこれを推論できる記載がある場合には、記載の範囲を超えない限り、出願の後に補充した実験結果等を参酌することは許されるというべきであり、許されるか否かは、前記公平の観点に立って判断すべきである。

【民事手続】

(12) 最三判平成22年6月29日 最高裁HP
平成21年(受)第1298号 執行文付与請求事件(棄却)

権利能力のない社団を債務者とする金銭債権を表示した債務名義を有する債権者は、当該社団の構成員全員の総有に属し第三者を登記名義人とする不動産に対して強制執行をしようとする場合、上記不動産が当該社団の構成員全員の総有に属することを確認する旨の確定判決等を添付して当該社団を債務者とする強制執行の申立てをすべきであり、上記登記名義人を債務者として執行文の付与を求めることはできない。

(理由)

権利能力のない社団の構成員の総有不動産については、当該社団が登記名義人となることはできないから(最高裁昭和45年(オ)第232号同47年6月2日第二小法廷判決・民集26巻5号957頁参照)、権利能力のない社団を債務者とする金銭債権を表示した債務名義を有する債権者が、構成員の総有不動産に対して強制執行をしようとする場合、債務名義上の債務者と強制執行の対象とする上記不動産の登記名義人とが一致することはない。そうであるにもかかわらず、債務名義上の債務者の所有財産につき、当該債務者をその登記名義人として行うことができる通常の不動産に対する強制執行と全く同様の執行手続を執るべきものと解したならば、債権者が権利能力のない社団に対して有する権利の実現を法が拒否するに等しく、かかる解釈を採ることは相当でない。上記の場合において、構成員の総有不動産につき、当該社団のために第三者がその登記名義人とされているときは、登記記録の表題部に債務名義上の債務者以外の者が所有者として記録されている不動産に対する強制執行をする場合に準じて、債権者は、不動産が当該社団の構成員全員の総有に属することを確認する旨の債権者と当該社団及び登記名義人との間の確定判決その他これに準ずる文書を添付して、当該社団を債務者とする強制執行の申立てをすることができるものと解するのが相当である(民事執行規則23条1号参照)。

これに対し、法23条3項の規定は、特定物の引渡請求権等についての強制執行の場合を予定しているものであるし、法23条2項に規定する執行文付与の手続及び執行文付与の訴えにおいて、強制執行の対象となる財産が債務名義上の債務者に帰属するか否かを審理することも予定されていないことからすると、法23条3項の規定を金銭債権についての強制執行の場合にまで拡張解釈することは許されない。

(13) 最二判平成22年7月9日 最高裁HP

平成21年(受)第1539号 損害賠償請求本訴、同反訴事件(破棄差戻し)

Xらが、X1の経理事務を担当していたYによる小切手換金等による横領等があったと主張して、Yに対して不法行為に基づく損害賠償等を請求する本訴を提起したが、Xらの請求をいずれも棄却する第1審判決を受けたため、これを不服として控訴をしたところ、Yが、原審において、Xらによる本訴の提起が不法行為に当たるとして、損害賠償を請求する反訴を提起した事案において、Yの小切手換金はX2の指示によることや換金した金員をX2らが受領していた事実を積極的に認定しながら、X2の記憶違い等の事情につき認定説示することなくYの請求に係る不法行為の成立を否定した原審の判断には、違法があるとされた事例。

(理由)

原審の認定によれば、Xの請求は、そのほとんどにつき、事実的根拠を欠くものといわざるを得ないだけでなく、X2は、自らが行った事実と相反する事実に基づいてYの横領行為等を主張したことになるのであって、X2において記憶違いや通常人にもあり得る思い違いをしていたことなどの事情がない限り、X2は、本訴で主張した権利が事実的根拠を欠くものであることを知っていたか、又は通常人であれば容易に知り得る状況にあった蓋然性が高く、本訴の提起が裁判制度の趣旨的に照らして著しく相当性を欠くと認められる可能性がある。加えて、原審は、X1が本訴の提起に先立ちYにより5億円程度の小切手が無断で振り出されたとして告訴をしたが、Yは小切手金約34万円の業務上横領の嫌疑で逮捕勾留されたものの勾留期間満了前に釈放されたことを認定していることや、その後提起された本訴の請求金額が合計約3900万円に達することなども考慮すること、なおさらである。

以上によれば、X1及びX2の本訴の提起は、裁判制度の趣旨的に照らして著しく相当性を欠くとみる余地が大きい。

(14) 最二判平成22年7月16日 裁判所HP

平成20年(行ヒ)第304号 不当利得返還等請求、共同訴訟参加事件(破棄自判、被控訴人らの控訴棄却)

共同訴訟参加の申出を適法なものとした原判決の言渡し後に別件訴訟において適法な住民監査請求を前置していないことを理由に重複する訴えを却下する判決が確定した場合の当該申出が、別件訴訟の既判力により不適法になるとされた事例。

(15) 大阪高決平成21年5月15日 金法1901号132頁

平成20年(ワ)第1051号 文書提出命令申立却下決定に対する抗告事件(一部取消差戻・一部棄却)

金利スワップ取引契約締結に際しての適合性原則違反の有無が争われている民事訴訟手続において、Xから、Y銀行が所持する同契約に関するXの知識、経験、資産、意向などの属性が記載された稟議書ないし稟議書に付属する文書(第1文書)及びXの適合性についてY銀行が審査した内容が記載された稟議書ないし稟議書に付属する文書(第2文書)について、文書提出命令が申し立てられた事案。

原決定は、銀行の貸出稟議書が特段の事情のない限り自己利用文書に当たるとした最二小決平成11年11月12日(民集53巻8号1787頁)を引用して、第1文書及び第2文書はいずれも民訴法220条4号ニ所定の文書に該当するとし、Xの文書提出命令申立を却下したため、これを不服としたXが抗告をした。

本決定は、第1文書は、顧客であるXの属性に関する事実関係が記載されているにすぎず、Y銀行内部における意思形成過程は何ら記載されていないことなどから、自己利用文書には当たらないが、第2文書は、適合性審査にあたって作成されるという文書の性質上、怠たんの評価や意見が記載されることが予定されているものであるから、自己利用文書に当たるとした。

(16) 高松高決平成21年7月31日 判例時報2074号77頁
平成21年(ラ)第82号 船舶競売申立て前の船舶国籍証書等の引渡命令申立て却下決定に対する抗告事件(取消差戻(確定))

民事執行法189条、115条1項にいう「船舶競売の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶競売が著しく困難となるおそれ」の有無を判断するに当たっては、目的船舶が同一の港等に継続的に所在している間に船舶競売の申立てから船舶国籍証書等の取上げまでの一連の手続きを実効的になし得るか否かを勘案して判断すべきであり、目的船舶が開始決定時に停泊していた管轄裁判所の管轄区域内の港等からいったん出航した後一定期間内に同一の港等に再び入港する予定があるか否かを考慮するのは相当ではないと解すべきである。

本件船舶は、東京と那覇を結ぶ定期航路に就航しているものであって、同一の港に所在する時間は、最も長い那覇においても12時間程度であるから、発航準備を終えた船舶に対する差押えが禁止されていること(商法689条)も考慮すると、同一の港に所在する時間内に開始決定の発令から船舶国籍証書等の取上げまで行うことが著しく困難であることは容易に推測される。そうすると、本件船舶については、船舶競売の申立て前に船舶国籍証書等を取上げなければ、船舶競売が著しく困難となるおそれがあるものと認めることができる。

(17) 東京高決平成22年2月26日 金法1901号121頁
平成21年(ラ)第1912号 一部文書提出命令に対する抗告事件(一部変更)

Y銀行の要請を受けてAの第三者割当増資を引き受けるなどしたXが、その後のA株式の上場廃止によって損害を被ったことについてY銀行らの不法行為に基づく損害賠償を求めた民事訴訟手続の中で、Y銀行の注意義務違反行為の立証のために必要があるとして、Y銀行が所持する自己査定資料について文書提出命令を申し立てた事案。

原決定は、上記自己査定資料に記載された情報のうちY銀行が外部機関から得たAの信用に関する情報のみ民法220条4号ハ所定の職業の秘密に関する文書に当たるとして、これを除く部分の提出を命じたため、これを不服としたY銀行が抗告をした。

本決定は、上記自己査定資料はY銀行が信用リスクの管理及び債権者区分を行うために作成し、保存した資料であることを認め、そこに記載された情報のうちAの財務情報等を基礎としてY自身が行った財務状況、業務状況についての分析、評価の過程及びその結果並びにそれを踏まえた今後の業績見通し、融資方針等に関する情報(分析情報)について、Y銀行のノウハウに関し、これが開示されると業務に深刻な影響を与え、その遂行が困難になるとみられる部分は保護に値する職業の秘密に当たるとし、上記自己査定資料のうち当該部分等を除いた範囲で文書提出義務を認める旨原決定を変更した。

(18) 仙台地判平成21年3月19日 判例タイムズ1305号276頁
平成17年(ワ)第772号 損害賠償請求事件(訴え却下・控訴)

本件で、パナマ法人Xは、同国船籍のAとロシア法人Y所有のBが千島列島沖の公海上で衝突した事故が、Bの船員の過失により起きたと主張して、Yに対し不法行為に基づき、Aが入港した石巻港所在地を管轄する仙台地方裁判所に損害賠償訴訟を提起した。本判決は、民法507条の裁判籍のいずれかが我が国にある時は原則として国際裁判管轄を肯定すべきだが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正迅速の理念に反する特段の事情がある場合には管轄を否定すべきとし、本件では、Aが最初に到達したのは石巻港だが、訴訟が提起されたときにはA及びその船員は既に出国しており、即時の提訴を容易にし訴訟促進を促す等の民法507条10号が管轄権を定める理由と解される事情がないから、我が国には民法507条上裁判籍はなく、ABの船員に対する証人尋問の実施が不可欠と想定されるのにこれらの船員は我が国にいないし、準拠法はパナマ法、ロシア法となりその解釈適用をするには日本法と比べて多大な時間、困難が伴い、適正の担保にも限界があることからすると、前記の特段の事情があると判断し、訴えを却下した。

(19) 東京地判平成21年10月30日 判例時報2075号48頁
平成20年(ワ)第33365号 請負代金請求事件 棄却(確定)

元請会社とその下請会社との間の建物建築工事に関する下請契約に基づき工事が行われていたところ、元請会社につき民事再生手続が開始され、その再生手続において下請会社が債権届出書に「共益債権と主張しているが、共益債権とされなかった場合に備えて、念のため再生債権として届け出る」旨記載して債権届出したことに対し、再生債権として認める旨の認否が行われ、再生債権者表に記載された事案において、下請会社の共益債権と主張しての訴えにつき、民事再生法104条3項は再生債権者表の記載の効力として「確定判決と同一の効力を有する」と定めるが、手続外において一切争い得ないと定めた規定はない。予備的な再生債権届出を禁ずる規定も存しない。記載がある以上他の再生債権者に不測の損害が生じるとも言い難いとして、既判力に抵触して不適法となす元請会社の主張が排斥され、その上で、両者間の契約は双方未履行であると認定され、元請会社からの契約解除が認められ、共益債権としての請求が棄却された事例。

【刑事法】

(20) 東京高決8刑 平成21年9月15日 下級審HP
平成21年(ク)第445号 即時抗告事件(破棄自判)

司法警察員作成の殺人被疑事件被害者の病状等に関する報告書及び精神科医の司法警察員に対する供述調書(以下あわせて「本件報告書等」という。)のうち検察官が開示しなかった部分(以下「不開示部分」という。)につき、刑訴法316条の26第1項により開示を命じる裁定の請求について、開示は相当とはいえないとして棄却した原決定に対する即時抗告において、原決定を取り消し、該当部分の開示を命じた事例。

(理由)

本件公訴事実の要旨は、被告人が、妻の頸部を強く締め付けて殺害した、というものである。

弁護人は、公判前整理手続において、公訴事実を争わず、被告人の犯行に至る経緯、特に動機を形成するに至る事情として、被告人と被害者の関係、生活状況、被害者の精神状態、言動等を主張、立証する予定である、とし、この予定主張に関連する証拠として本件報告書等の開示を求めた。

不開示部分には被害者に対する診察時の問診内容やその際の被害者の言動等が記載されている。

本件においては、被害者が死亡していることも考えると、被告人と被害者の関係、生活状況、被害者の精神状態、言動等を立証する上で、精神科医の被害者に対する問診内容やその際の被害者の言動は、被告人の供述と並んで重要であるというべきである。本件報告書等の不開示部分は、弁護人の予定主張と関連性を有することが認められる。そして、弁護人の予定主張が情状事実に関するものであること、検察官が弁護人の主張を積極的に争う予定ではないこと、弁護人が立証として被告人質問を予定するほか多数の書証を請求していることを考えても、開示の必要性が小さいとはいえない。

他方、本件報告書等を開示することにより、被害者のプライバシーや名誉が侵害されるおそれがあり、また、精神科医による問診内容がみだりに公開されることとなれば、精神科医による問診が困難になったり、そのことを危惧する精神科医が捜査に協力することをちゅうよするおそれのあることも否定し得ない。

しかし、本件報告書等に記載されている具体的な内容のほか、簡略で問診の概要を示すにとどまる記載の仕方等にかんがみると、本件報告書等に関する限り、これが開示されることにより生じる被害者のプライバシーや名誉に対する侵害する弊害の程度は高くなく、精神科医による捜査への協力一般の支障、ひいては、精神科医による問診行為一般への支障の弊害もその程度は相当低いものと考えられる。

そうすると、本件報告書等の不開示部分については、開示するのが相当であると考えられ、本件裁定請求を棄却した原決定は正当とはいえない。

(21) 東京地判平成19年9月28日 判例タイムズ1288号298頁
平成17年刑(わ)第4868号、平成17年刑(わ)第5270号、平成18年刑(わ)第792号、平成18年刑(わ)第1075号業務上横領、背任被告事件（有罪・控訴）

酒販組合中央会の事務局長Xが、金融機関等の関係者から危険性を指摘されるなどしていたにもかかわらず、金融商品を購入した場合にその紹介者から供与される利益を目当てに、同団体の年金資金の約7割にあたる144億円余りを危険性の高い一つの金融商品（仕組債）に年金資金の運用として投資し、同会に対し財産上の損害を加えたとして、背任罪に問われた案件において、本判決は、本件仕組債が客観的にリスクの高い金融商品と認められる点、年金資金という慎重な運用が求められる財産でありながら、商品内容及び適切な投資規模等を調査検討することもないまま資金の約7割を単一の金融商品に投資している点を捉え、これらを経済的見地から評価し、本件投資は年金資金の運用として通常許容される限度を超えたリスクを中央会に負わせるもので、同会の年金資産の財産的価値を減少させたとして、損害額については認定しなかったが、投資を行った時点で「財産上の損害」が発生したとして、Xに背任罪の成立を認めた。

【公法】

(22) 最三判平成22年7月6日 裁判所HP

平成20年（行ヒ）第16号 所得税更正処分取消請求事件（破棄自判、被上告人の控訴棄却）

1. 相続税法（平成15年法律第8号による改正前のもの）3条1項1号の規定によって相続により取得したものとみなされる生命保険契約の保険金で年金の方法により支払われるもの（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものにおいて、当該年金受給権に係る年金の各支給額のうち被相続人死亡時の現在価値に相当する金額として相続税法24条1項1号所定の当該年金受給権の評価額に含まれる部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものとして、所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）9条1項15号の規定により所得税の課税対象とならない。

2. 所得税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）207条所定の生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法の定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、その年金について所得税法208条所定の金額を徴収し、これを所得税として国に納付する義務を負う。

(23) 最三判平成22年7月6日 裁判所HP

平成21年（行ヒ）第52号 自動車税減免申請却下処分取消等請求事件（破棄自判、被上告人の控訴棄却）

1. 自動車の所有者が他人に脅迫されてその貸与を承諾した後に当該他人及び自動車の所在が不明となり、これを利用し得ないという損害を被ったという事情は、愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）72条所定の自動車税の減免要件である「天災その他特別の事情」に当たるとはいえないとされた事例。

2. 原審は、地方税法15条1項1号「震災、風水害、火災その他の災害」及び「盗難」の文言に照らし、盗難の場合と区別することは不平等であって合理的ではないとしたが、最高裁判所は、課税庁の恣意を抑制する等の見地から文理に沿い、上記事情を「盗難」と同等に減免することはできないとした。

(24) 最二判平成22年7月16日 裁判所HP

平成20年（行ヒ）第241号 贈与税決定処分取消請求事件（破棄自判、被上告人の控訴棄却）

1. 社団たる医療法人が社員退社時の出資の払戻し等の対象を当該法人の一部の財産に限定する旨を定款で定めている場合において、贈与税の課税に当たり当該法人の財産全体を基礎として当該出資を評価することに合理性があるとされた事例。

2. 上記定款は、出資社員が退社時に受ける払戻し及び本件法人解散時の残余財産分配は、いずれも運用財産についてのみすることができ、解散時の残余財産のうち的基本財産は国又は地方公共団体に帰属するとの定めを置くとともに、これらの払戻し等に係る定款の定めの変更はできない旨の条項を置いていたが、原審が上記約款に沿って運用財産に準拠した評価をしたのに対し、最高裁判所は、「客観的にみた場合、出資社員は、法令で許容される範囲内において定款を変更することにより、財産全体につき自らの出資額の割合に応じて払戻し等を求め得る潜在的可能性を有するものである」とし、上記の通り判断した。

(25) 大阪高判平成21年12月28日 判例時報2075号3頁
平成21年(行ケ)第2号 選挙無効請求事件 棄却(上告)

平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙において、平成20年9月2日現在における衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数に基づく最小選挙区との格差は、最大格差2.255倍、投票当日における有権者数に基づく最小選挙区との格差は、最大格差2.304倍であったところ、各選挙区(1事件は小選挙区大阪府第9区、2事件は小選挙区広島県第1区)の選挙人から、各選挙区選挙無効が請求された事案で、選挙区割りを定める公職選挙法の規定が憲法上の投票価値の平等原則に違反し違憲違法であるとされたが、事情判決の法理により、当該選挙が違法である旨の宣言が付された上で、選挙無効請求は棄却された事例。

【社会法】

(26) 最二判平成22年7月12日 最高裁HP
平成20年(受)第1704号 地位確認請求事件(棄却)

1. 会社の分割に伴う労働契約の承継に先立ってその承継に関して労働者との間で行われるべき協議が全く行われなかった場合又は当該協議における会社からの説明や協議の内容が著しく不十分である場合には、当該労働者は労働契約承継の効力を争うことができる。

(理由)

法は、5条協議として、会社の分割に伴う労働契約の承継に関し、分割計画書等を本店に備え置くべき日までに労働者と協議をすることを分割会社に求めている(商法等改正法附則5条1項)。これは、労働契約の承継のいかに労働者の地位に重大な変更をもたらし得るものであることから、分割会社が分割計画書を作成して個々の労働者の労働契約の承継について決定するに先立ち、承継される営業に従事する個々の労働者との間で協議を行わせ、当該労働者の希望等をも踏まえつつ分割会社に承継の判断をさせることによって、労働者の保護を図ろうとする趣旨に出たものと解される。ところで、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成17年法律第87号による改正前のもの。以下「承継法」という。)3条所定の場合には労働者はその労働契約の承継に係る分割会社の決定に対して異議を申し出ることができない立場にあるが、上記のような5条協議の趣旨からすると、承継法3条は適正に5条協議が行われ当該労働者の保護が図られていることを当然の前提としているものと解される。

2. 労働者Xとの間で行われた5条協議における会社Yからの説明や協議の内容が著しく不十分とはいえ、当該労働者に係る労働契約承継の効力が生じないとはいえないとされた事例。

(理由)

Yは、従業員代表者への説明に用いた資料等を使って、ライン専門職に各ライン従業員への説明や承継に納得しない従業員に対しての最低3回の協議を行わせ、多くの従業員が承継に同意する意向を示したのであり、また、Xらに対する関係では、これを代理する支部との間で7回にわたり協議を持つとともに書面のやり取りも行うなどし、新設会社の概要やXらの労働契約が承継されるとの判別結果を伝え、在籍出向等の要求には応じられないと回答した。これは5条協議における説明事項を定めた指針の趣旨にかなうものというべきであり、他に分割会社の説明が不十分であったがためにXらが適切に意向等を述べる事ができなかったような事情もうかがわれない。なお、Yは、新設会社の経営見直しなどにつきXらが求めた形での回答には応じず、Xらを在籍出向等にしてほしいという要求にも応じていないが、Yが上記回答に応じなかったのは新設会社の将来の経営判断に係る事情等であるからであり、また、在籍出向等の要求に応じなかったことについては、本件会社分割の目的が合併事業実施の一環として新設分割を行うことにあり、分割計画がこれを前提に従業員の労働契約を新設会社に承継させるというものであったことや、本件会社分割に係るその他の諸事情にも照らすと、相応の理由があったというべきである。そうすると、本件における5条協議に際しての被上告人からの説明や協議の内容が著しく不十分であるため、法が5条協議を求めた趣旨に反することが明らかであるとはいえない。

(27) 東京地判平成21年5月18日 判例タイムズ1305号152頁
平成19年(行ウ)第456号 療養補償給付不支給処分取消等請求事件(一部認容・確定)

本件は、平成2年4月にA社に雇用され、同12年4月頃から新規の液晶生産ライン開発プロジェクト業務に従事していたXが、同13年4月頃に精神障害を発症して休職し、労働基準監督署長に対し療養補償給付等を請求したものの、不支給の決定を受け、審査請求でも請求が棄却されたため、同処分の取消を求めた事案である。本判決は、上記プロジェクトはXにとって新規性が高く、スケジュールも当初から厳しく、他の業務にも従事していたのにスケジュールが更に短縮されたり、トラブルが発生したり、上司からこれまでになかったほどに厳しい叱責を受けながら、A社から支援を受けられないまま、相当長時間の時間外労働を余儀なくされており、重量的に心理的負担を増大する要因に晒されていたことからすると、Xの業務は精神障害を発症させる程度に過重であり、業務以外での心理的負担は認められず、Xに脆弱性があるとまでは評価できないから、業務起因性が認められるとして、上記処分を取り消した。

【紹介済み判例】

東京高決平成20年7月30日 判例タイムズ1288号295頁

平成20年(ワ)第1096号 売却のための保全処分決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・特別抗告、許可抗告)

→法務速報96号19番で紹介済み

東京地判平成20年9月9日 判例タイムズ1305号193頁

平成20年(ワ)第278号 発信者情報開示請求事件(請求認容・控訴)

→法務速報103号9番で紹介済み

東京高決平成20年10月1日 判例タイムズ1288号293頁

平成20年(ラ)第1446号 債権差押命令に対する執行抗告事件(抗告棄却・確定)

→法務速報96号20番で紹介済み

東京地判平成20年10月1日 判例タイムズ1288号134頁

平成18年(ワ)第23518号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)
→法務速報98号6番で紹介済み

最三判平成20年10月7日 判例タイムズ1288号57頁
平成20年(受)第12号 損害賠償, 求償金請求事件(破棄差戻)
→法務速報90号11番で紹介済み

名古屋高判平成20年10月23日 判例タイムズ1305号171頁
平成20年(ネ)第523号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却・確定)
→法務速報98号1番で紹介済み

最二判平成20年11月7日 判例タイムズ1288号53頁
平成19年(受)第1878号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報91号1番で紹介済み

東京地判平成20年11月12日 判例タイムズ1305号117頁
平成19年(ワ)第3839号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)
→法務速報100号17番で紹介済み

最一決平成21年1月15日 判例タイムズ1288号61頁
平成20年(許)第44号 親会社の株主の子会社の会社帳簿等閲覧許可決定等に対する抗告審
の変更決定等に対する許可抗告事件(抗告棄却)
→法務速報93号10番で紹介済み

大阪地判平成21年7月23日 判例時報2073号117頁
平成20年(ワ)第13162号 不正競争行為差止等請求事件 棄却(控訴)
→法務速報100号8番で紹介済み

最二判平成21年12月4日 金法1901号118頁
平成20年(受)第1535号 遺留分減殺請求事件(破棄自判)
→法務速報104号3番で紹介済み

最二判平成21年12月18日 金法1900号120頁
平成21年(受)第233号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)
→法務速報105号12番で紹介済み

知財高判平成22年1月28日 判例時報2073号105頁
平成21年(行ケ)第10033号 審決取消請求事件 認容(確定)
→法務速報106号7番で紹介済み

最三判平成22年2月16日 判例時報2073号26頁
平成20年(行ヒ)第356号 軽油取引税更正, 決定処分取消請求事件 破棄差戻
→法務速報106号14番で紹介済み

最三判平成22年2月23日 判例時報2074号69頁
平成21年(行ヒ)234号 公金不当利得返還等請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)
→法務速報107号25番で紹介済み

福岡高判平成22年3月9日 判例時報2073号153頁
平成21年(ウ)第25号 殺人被告事件 破棄自判(確定)
→法務速報107号24番で紹介済み

最一決平成22年3月15日 判例時報2075号160頁
平成21年(あ)第360号 名譽棄損被告事件 上告棄却
→法務速報107号23番で紹介済み

最三判平成22年3月16日 金法1900号115頁
平成21年(受)第1154号 退職慰労金等請求事件(破棄差戻)
→法務速報107号12番で紹介済み

最三判平成22年3月30日 判例時報2075号23頁
平成20年(行ヒ)第419号 所得税更正処分取消請求事件 破棄差戻
→法務速報108号33番で紹介済み

最三判平成22年3月30日 判例時報2075号32頁
平成20年(受)第909号 損害賠償, 立替金請求事件 一部破棄自判, 一部破棄差戻
→法務速報108号5番で紹介済み

2. 平成22(2010)年7月19日までに成立した, もしくは公布された法律

平成22年7月19日までに新しく成立した法律はありません。

3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

大村敦志/権激(てつ) 商事法務 214頁 2625円
日韓比較民法序説

山田卓生 信山社 464頁 12600円
山田卓生著作選集 第3巻 損害賠償法

塩崎勤/澤野順彦/齋藤隆編 民法法研究会 892頁 7560円
専門訴訟講座5 不動産関係訴訟

梶村太市 日本加徐出版 332頁 3465円
実務講座 家事事件法 家事調停・家事審判・人事訴訟・民事訴訟・強制執行

潘阿憲 中央経済社 322頁 3570円
保険法概説

内田貴 羽鳥書店 240頁 3570円
制度的契約論 一民営化と契約 契約法の新理論・・・★

4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

荒木誠之/桑原洋子編 信山社 736頁 16800円
佐藤 進先生追悼 社会保障法・福祉と労働法の新展開

道幸哲也 信山社 320頁 9240円
学術選書/労働法0045 労働組合の変貌と労使関係法

佐久間大輔 日本評論社 306頁 3990円
労災・過労死の裁判

山下清兵衛編集代表/行政許認可手続紛争解決研究会編 民法法研究会 588頁 5250円
行政許認可手続と紛争解決の実務と書式

森尾亮/森川恭剛/岡田行雄編 日本評論社 324頁 6300円
人間回復の刑事法学・・・★

阿部泰隆 中央大学出版部 399頁 5770円
行政法の進路

5. 発刊書籍の解説

・制度的契約論 一民営化と契約 契約法の新理論
現代社会において社会関係は契約を基軸として構成されるとし、現代社会の契約の理論的枠組みを提示し、契約のあり方を考察している。
従来の「关系的契約論」では説明しきれない部分があるとし、新たに「制度的契約論」で現代社会の契約を解説している。

・人間回復の刑事法学
近年進められてきた刑事司法改革によって人権保障の希薄化などの副作用が生じているという現状を説明し、「人間疎外の刑事法改革」として批判的に検証している。
また、被害者の刑事司法参加という視点が生まれたことで、近代刑事法学は転換期を迎えているとし、「人間回復」を目指す刑事法学への転換を喚起している。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
